

令和元年度第1回 広島県道路メンテナンス会議

日時：令和元年8月20日（火）

13：15～15：15

場所：広島国道事務所 5階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- (1) 規約改正
- (2) 道路メンテナンス会議年間スケジュール
- (3) 1巡目点検（H26～H30）の点検結果及び修繕実施状況
- (4) 令和元年度からの2巡目点検計画
- (5) 自治体技術支援の取り組み
- (6) 情報提供
 - ・インフラメンテナンス国民会議

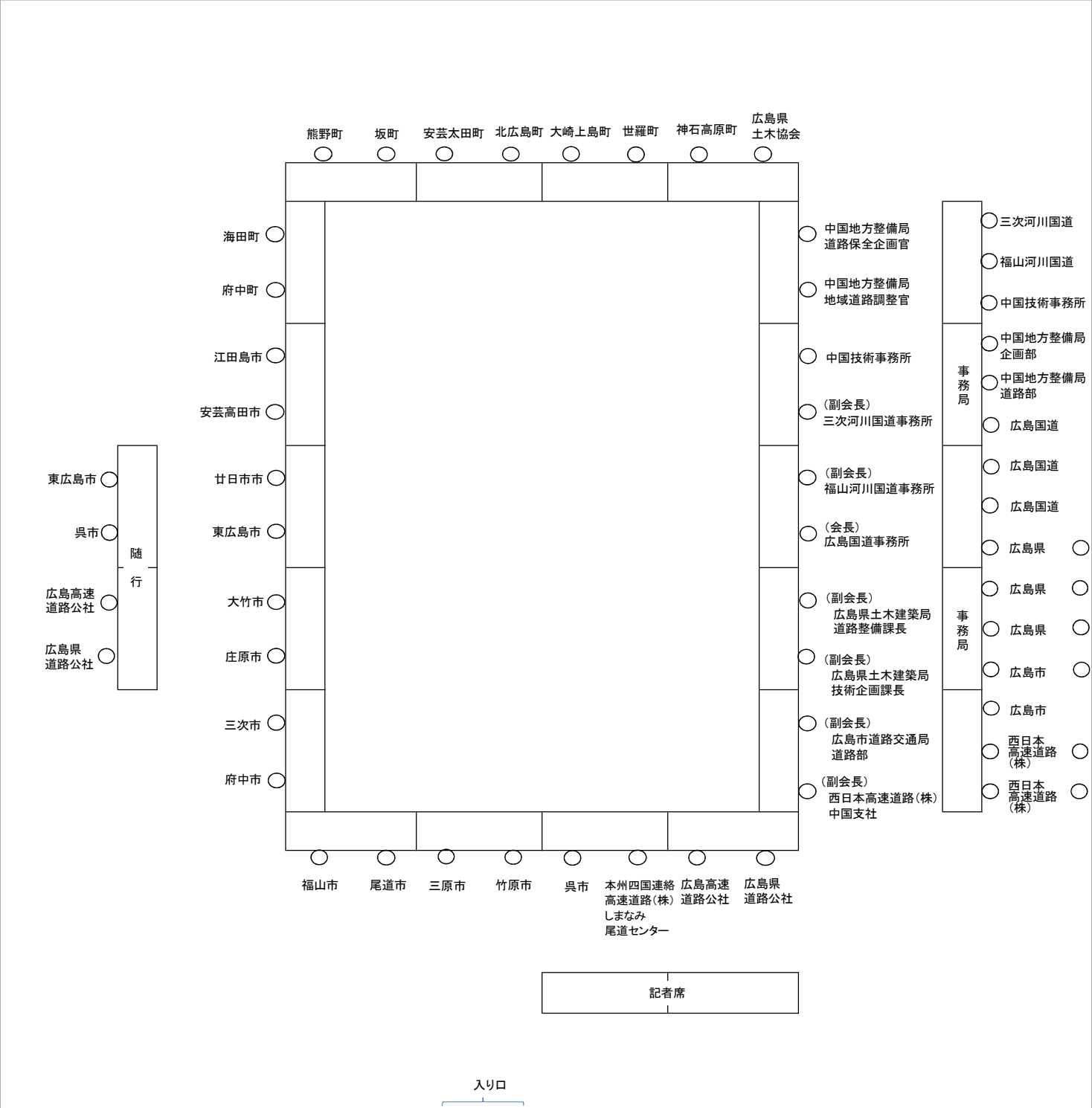
4. 連絡調整

5. 閉 会

令和元年度第1回 広島県道路メンテナンス会議 出席者名簿

	所 属	役職	氏名	代理出席者	
				役職	氏名
会長	国土交通省中国地方整備局	広島国道事務所長	荻野 宏之		
副会長	国土交通省中国地方整備局	福山河川国道事務所長	岡本 哲典	副所長(道路)	桑嶋 弘志
副会長	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長	庄司 俊介		
副会長	広島県土木建築局	道路整備課長	吉田 晋司		
副会長	広島県土木建築局	技術企画課長	細羽 則生		
副会長	広島市道路交通局道路部	道路課長	嶋司 博文		
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	広島高速道路事務所長	三好 真史		
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長	堀江 豊		
	広島県道路公社	道路部長(兼)維持管理課長	大和 申明		
	広島高速道路公社	総務部長	森永 勝	保全課長	森桶 浩二
	本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ尾道管理センター	所長	村田 知司		
	呉市	土木部長	北岡 宏紹		
	竹原市	建設部長	有本 圭司	建設課長	大田 哲也
	三原市	建設部長	山際 康彦	土木整備課長	岡田 和久
	尾道市	建設部長	山根 広史	維持修繕課長	小川 礼樹
	福山市	土木部長	市川 清登	道路企画担当課長	亀山 暢俊
	府中市	建設部長	杉島 賢治		
	三次市	建設部長	坂井 泰司		
	庄原市	環境建設部長	山口 克己		
	大竹市	建設部長	山本 茂広	土木課長	古賀 正則
	東広島市	建設部長	先灘 啓二	次長兼維持課長	向井 毅
	廿日市市	建設部長	河崎 勝也	課長補佐	重田 隆文
	安芸高田市	建設部長	蔵城 大介		
	江田島市	土木建築部長	廣中 伸孝		
	府中町	建設部長	井上 貴文		
	海田町	建設部長	久保田 誠司		
	熊野町	建設部長	沖田 浩		
	坂町	技監(兼)建設部長	荒木 勲		
	安芸太田町	建設課長	武田 雄二		
	北広島町	建設課長	川手 秀則		
	大崎上島町	課長	藤原 通伸		
	世羅町	課長	金廣 隆徳		
	神石高原町	建設課長	高石 徹朗	課長補佐	川上 誠太郎
	一般社団法人広島県土木協会	技術部長	坪浦 伸泰		
事務局	国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路調整官	和田 昌也	地域道路課長	加田 厚
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路保全企画官	藤原 浩幸		
	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所道路保全課				
	広島県土木建築局道路整備課				
	広島市道路交通局道路部道路課				
	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課				

令和元年度第1回 広島県道路メンテナンス会議 配席表



広島県道路メンテナンス会議規約 【改正案】

(名 称)

第1条 本会議は、「広島県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、広島県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、広島県内における高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長6名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局広島国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長、広島県土木建築局道路整備課長、広島県土木建築局技術企画課長、広島市道路交通局道路部道路課長及び西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、県道及び市町道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所道路保全課に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。

- 二 会議における審議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局広島国道事務所道路保全課、広島県土木建築局道路整備課、広島市道路交通局道路部道路課及び西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年6月30日から施行する。

平成27年6月12日 改正

平成28年7月26日 改正

平成29年8月 9日 改正

平成29年12月22日 改正

令和 元年8月20日 改正

広島県道路メンテナンス会議構成員名簿

別表1

	所 属	役 職
会長	国土交通省中国地方整備局	広島国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	福山河川国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長
副会長	広島県土木建築局	道路整備課長
副会長	広島県土木建築局	技術企画課長
副会長	広島市道路交通局道路部	道路課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	広島高速道路事務所長
	広島県道路公社	道路部長(兼)維持管理課長
	広島高速道路公社	総務部長
	本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター	所長
	呉市	土木部長
	竹原市	建設部長
	三原市	建設部長
	尾道市	建設部長
	福山市建設局	土木部長
	府中市	建設産業部長 建設部長
	三次市	建設部長
	庄原市	環境建設部長
	大竹市	建設部長
	東広島市	建設部長
	廿日市市	建設部長
	安芸高田市	建設部長
	江田島市	土木建築部長
	府中町	建設部長
	海田町	建設部長
	熊野町	建設部長
	坂町	技監(兼)建設部長
	安芸太田町	建設課長
	北広島町	建設課長
	大崎上島町	建設課長
	世羅町	建設課長
	神石高原町	建設課長
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長
	一般社団法人広島県土木協会	技術部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所道路保全課	
	広島県土木建築局道路整備課	
	広島市道路交通局道路部道路課	
	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課	

広島県道路メンテナンス会議幹事会構成員名簿

別表2

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所	副所長
副幹事長	広島県土木建築局道路整備課	参事
副幹事長	広島県土木建築局技術企画課	参事
副幹事長	広島市道路交通局道路部道路課	橋りょう保全対策係長
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所	副所長
	広島県道路公社道路部維持管理課	維持係長
	広島高速道路公社総務部保全課	課長
	本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター	副所長
	呉市土木部土木維持課	課長
	竹原市建設部建設課	課長
	三原市建設部土木管理課 土木整備課	課長
	尾道市建設部維持修繕課	課長
	福山市建設局土木部道路整備課	課長
	府中市建設産業部整備保全課 建設部土木課	課長
	三次市建設部土木課	課長
	庄原市環境建設部建設課	課長
	大竹市建設部土木課	課長
	東広島市建設部維持課	建設部次長(兼)課長
	廿日市市建設部維持管理課	課長
	安芸高田市建設部すぐやる課	課長
	江田島市土木建築部建設課	課長
	府中町建設部都市整備課	課長
	海田町建設部建設課	課長
	熊野町建設部建設課	建設部次長(兼)課長
	坂町建設部産業建設課	課長
	安芸太田町建設課	課長補佐
	北広島町建設課	課長補佐
	大崎上島町建設課	土木耕地係長
	世羅町建設課	管理係長
	神石高原町建設課	課長補佐
	国土交通省中国地方整備局中国技術事務所	副所長
	一般社団法人広島県土木協会	技術部長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所道路保全課	
	広島県土木建築局道路整備課	
	広島市道路交通局道路部道路課	
	西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所統括課	

広島県道路メンテナンス会議年間スケジュール

道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査
点検データ等登録システム 更新作業
・平成30年度 点検実施（診断）及び修繕実施の確定
・令和元年度 点検及び修繕計画の確定

--- 【令和元年度】 ---

7月30日

溝橋点検講習会

8月 9 日

メンテナンス年報の公表

8月20日

第1回 道路メンテナンス会議

- ・平成30年度の点検結果
- ・令和 1年度からの点検計画
- ・自治体技術支援 など

跨道橋連絡会議

8月23日

点検支援技術活用講習会

○月

メンテナンス講習会（仮称）

○月

道路鉄道連絡会議

・令和 1年度点検実施結果（見込み）

2～3月

第2回 道路メンテナンス会議

- ・令和 1年度の点検見込、修繕実施状況
- ・令和 2年度の点検計画
- ・令和 1年度自治体技術支援（活動報告）
- ・直轄診断箇所の推薦 など

メンテ会議へ報告

令和元年 8 月 9 日
道路局 国道・技術課

橋梁等の平成30年度点検結果をとりまとめ ～道路メンテナンス年報（一巡目）の公表～

平成 25 年の道路法改正等を受けて、平成 26 年より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5 年に 1 度、近接目視による点検を実施しています。

今般、最終年にあたる平成 30 年度の点検が完了したため、平成 26 年以降 5 年間の点検実施状況や点検後の措置状況等を「道路メンテナンス年報（一巡目）」としてとりまとめましたので、お知らせします。

＜主なポイント＞ ※詳細については別紙をご参照願います。

1) 橋梁、トンネル等の点検実施状況、判定区分

- ・点検は概ね完了（橋梁 99.9%、トンネル 99.5%、道路附属物 99.7%）
- ・判定区分の割合（橋梁）は、Ⅲ：10%、Ⅳ：0.1%（約 6.9 万橋）※
※判定区分Ⅲ、Ⅳ：次回点検までに措置を講ずべき施設

2) 措置の状況

次回点検までに措置を講ずべき橋梁（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、国土交通省管理で 53%、地方公共団体で 20%

3) 点検・修繕の財源の状況

地方公共団体が平成 30 年度に実施した橋梁の点検について、95%以上が社会資本整備総合交付金を活用。修繕については、都道府県・政令市では 68%、市区町村では 88%の橋梁で社会資本整備総合交付金又は補助事業を活用。

4) 長寿命化修繕計画の策定状況

橋梁の長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定した割合は、現時点で地方公共団体で 81%。そのうち修繕の時期や内容を示した計画は 85%で、点検結果を踏まえるなどの更新も 71%にとどまる。

国土交通省では、点検結果を踏まえ、地方公共団体と連携して計画的なメンテナンスを引き続き実施してまいります。

点検の実施結果等の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_h30.html

＜問い合わせ先＞国土交通省 TEL（代表）03-5253-8111／FAX（直通）03-5253-1620

【全般】道路局 国道・技術課 課長補佐 中屋 正浩（内線 37892）直通 03-5253-8492
課長補佐 長田 英和（内線 37893）直通 03-5253-8492

【高速道路に関すること】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 岡田 太賀雄（内線 37865）直通 03-5253-8492

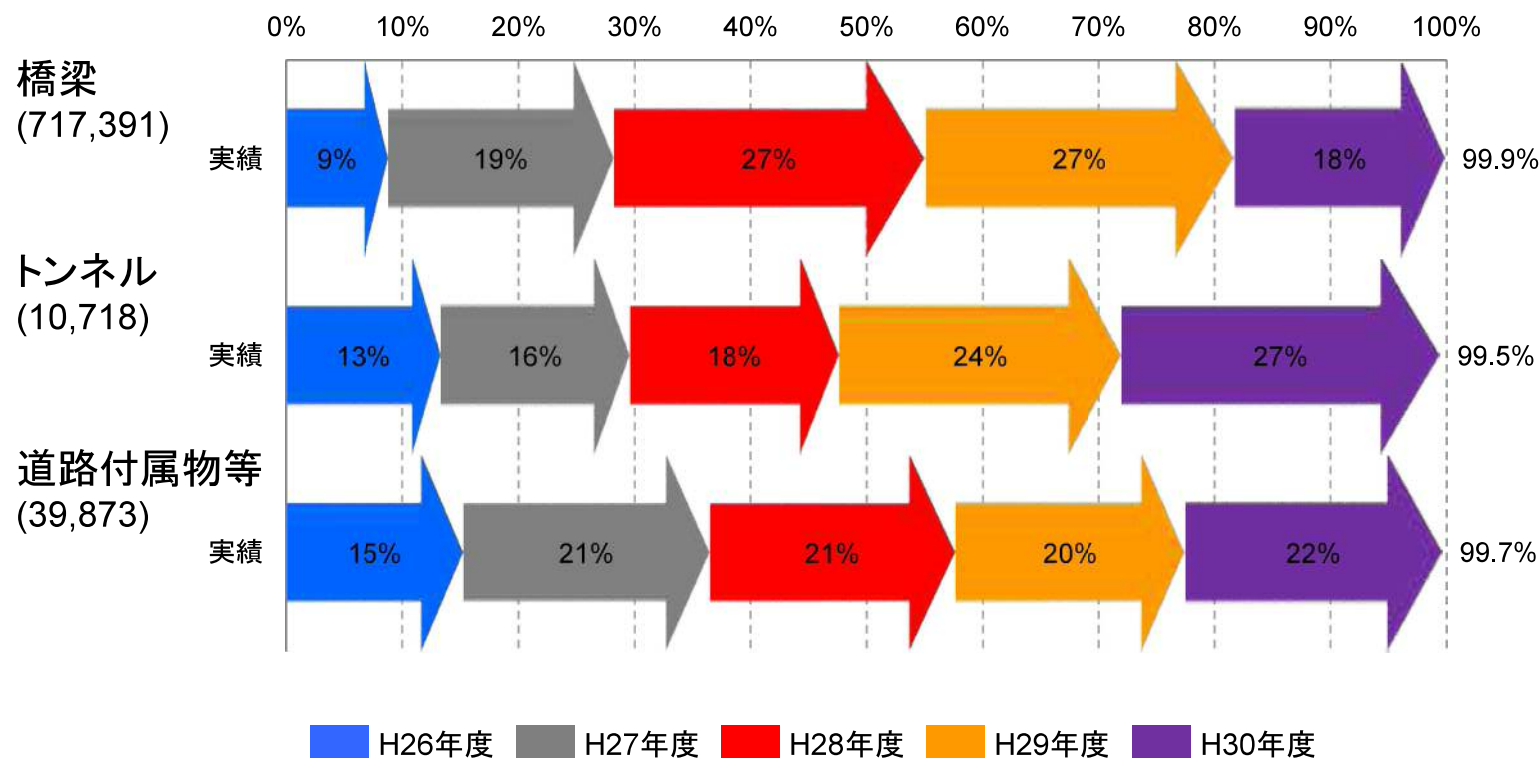
【地方道に関すること】

環境安全・防災課 課長補佐 宮本 久仁彦（内線 38142）直通 03-5253-8495

橋梁、トンネル等の点検実施状況

○ 平成26年度以降5年間(一巡目)の点検の実施は概ね完了。(橋梁で99.9%、トンネルで99.5%、道路附属物等で99.7%)

平成26～30年度の点検実施状況



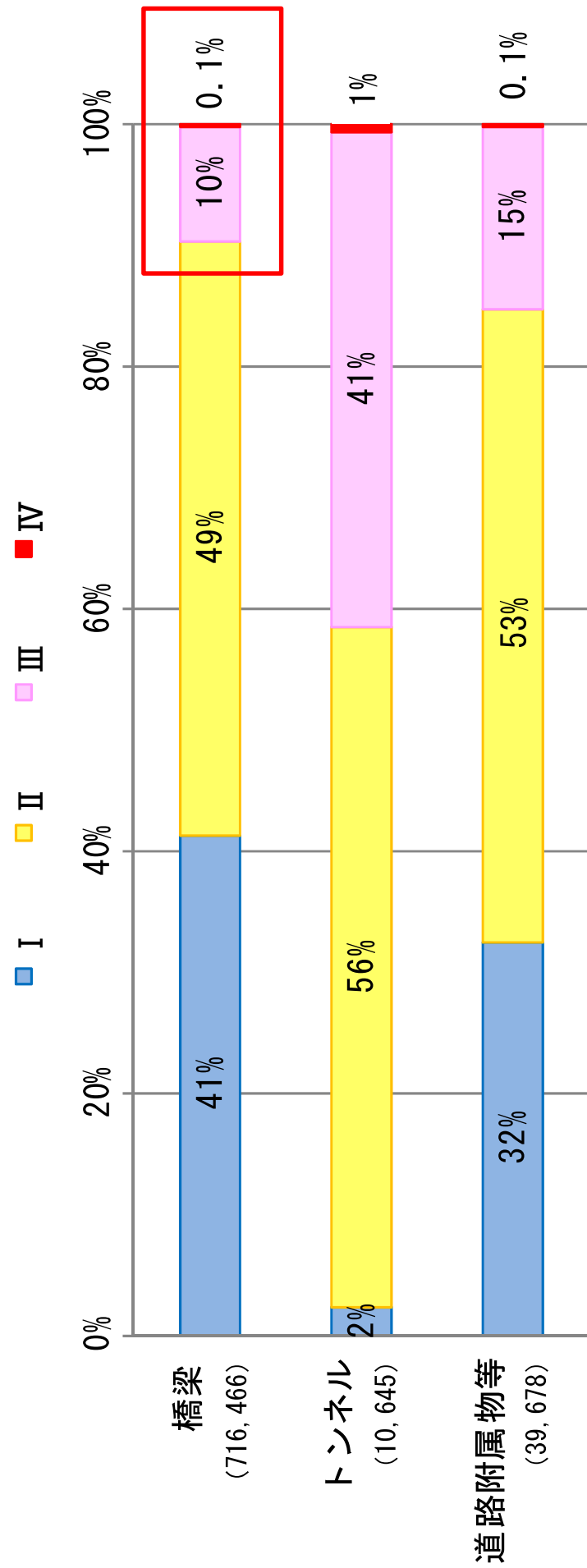
※()内は、平成30年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数(平成26～30年度の間に撤去された施設や、上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く。)

※道路附属物等: シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

橋梁、トンネル等の判定区分状況

○ 全国の橋梁における判定区分の割合は、早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）が10%（約68, 400橋）、緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）が0. 1%（約700橋）となっている。

橋梁・トンネル・道路附属物等の判定区分の割合
(全道路管理者合計)



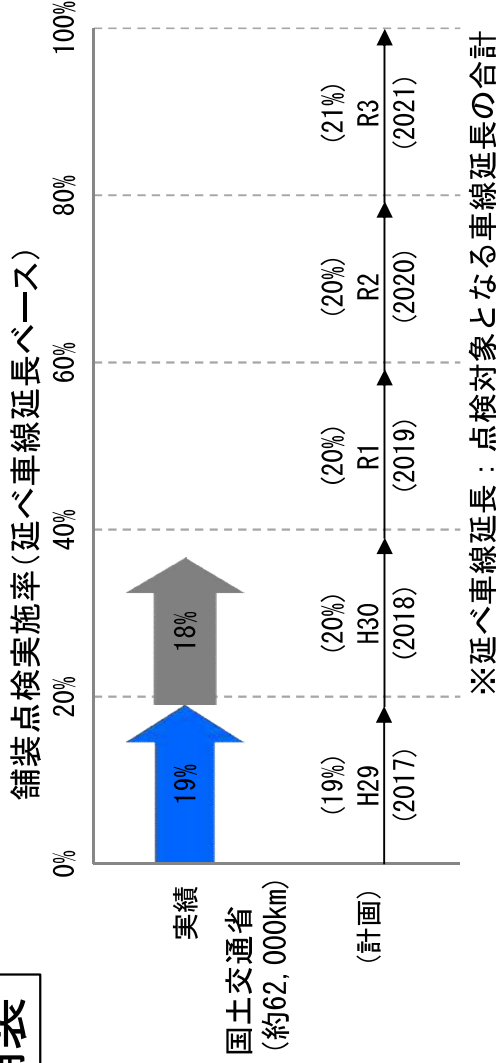
※()内は、平成30年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数(平成30年度末時点で診断中の施設を除く)
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

区分	状態
I	健全 構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

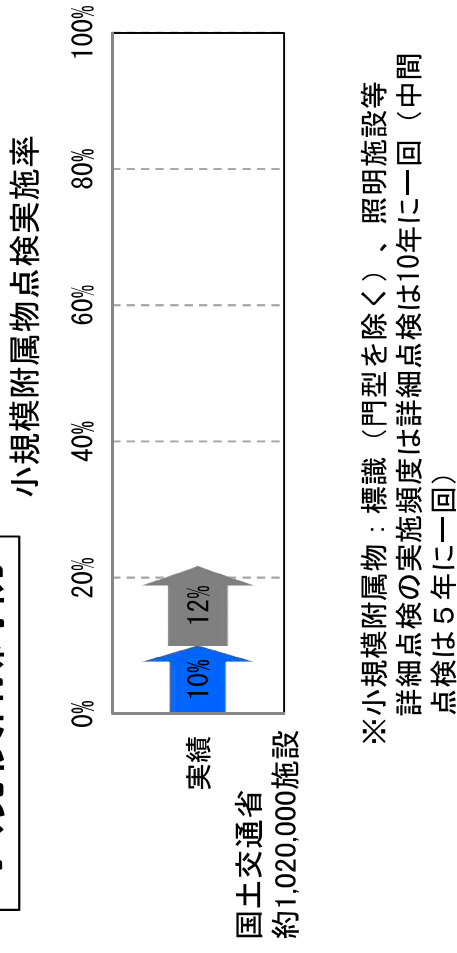
舗装・小規模附属物の判定区分状況

- 国土交通省の管理する道路において、平成29年度以降2年間の舗装の点検実施状況は、37%と着実に進捗。
- 国土交通省の管理する小規模附属物において、平成29年度以降2年間で約22%の施設の詳細点検を実施。

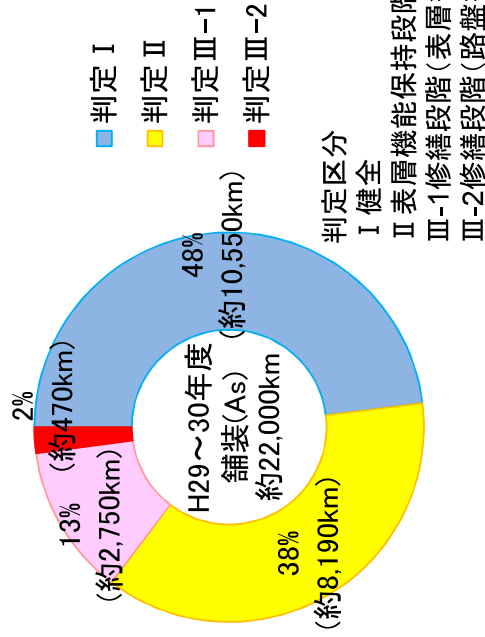
舗装



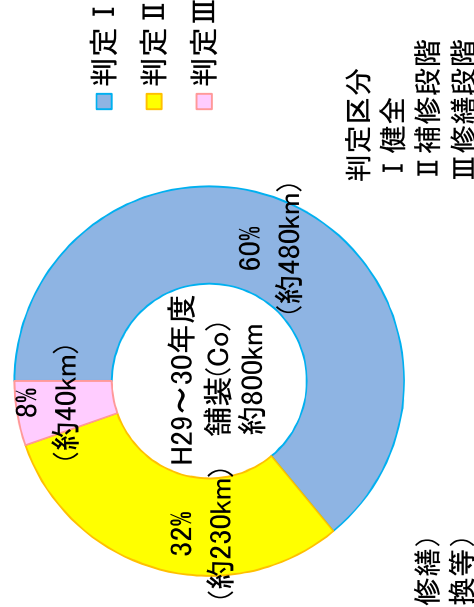
小規模附属物



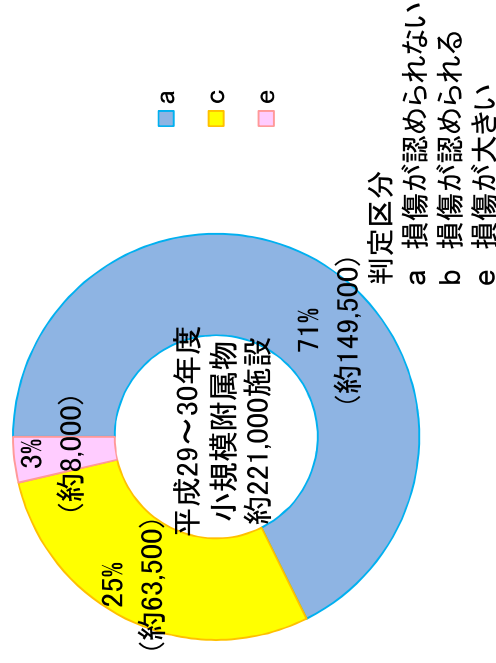
アスファルト舗装の健全性判定区分 (延べ車線延長ベース)



コンクリート舗装の健全性判定区分 (延べ車線延長ベース)



小規模附属物点検結果 損傷度の判定区分割合



措置の状況(判定区分Ⅲ、Ⅳ)

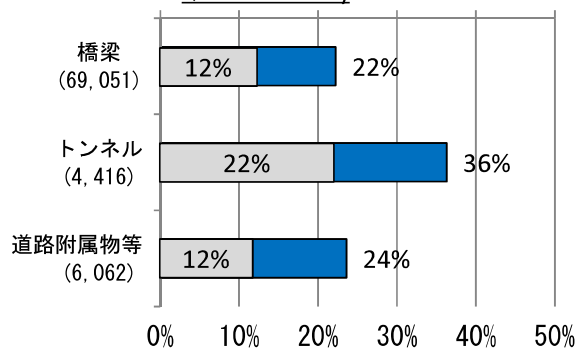
- 全国の橋梁において、次回点検までに措置を講ずべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)のうち修繕に着手した割合は、国土交通省管理で53%、地方公共団体管理で20%。また修繕が完了した割合は、国土交通省管理で18%、地方公共団体管理で12%。(修繕未着手は、国土交通省管理で約0.2万橋、地方公共団体管理で約5.0万橋)
- 地方公共団体が管理する橋梁について、H30末時点の点検結果を踏まえた措置の状況は、想定しているペース(判定区分Ⅲであれば次回点検の5年以内に修繕を実施)に比べて遅れている。

判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁における修繕着手・完了率

管理者	修繕が必要な 施設数(A)	修繕着手済み 施設数(B)	うち完了(C)	修繕未着手 施設数	点検年度	修繕着手率(B/A)、完了率(C/A)					
						0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	3,427	1,811 (53%)	617 (18%)	1,616 (47%)	H26						
					H27						
					H28						
					H29						
					H30						
高速道路 会社	2,647	846 (32%)	457 (17%)	1,801 (68%)	H26						
					H27						
					H28						
					H29						
					H30						
地方 公共団体	62,977	12,700 (20%)	7,430 (12%)	50,277 (80%)	H26						
					H27						
					H28						
					H29						
					H30						
都道府県 政令市等	20,586	4,889 (24%)	2,684 (13%)	15,697 (76%)	H26						
					H27						
					H28						
					H29						
					H30						
市区町村	42,391	7,811 (18%)	4,746 (11%)	34,580 (82%)	H26						
					H27						
					H28						
					H29						
					H30						
合計	69,051	15,357(22%)	8,504(12%)	53,694(78%)		修繕完了済			修繕着手済		

事後保全型(判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕)

(H26~H30)



※平成26~30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(H30年度末時点)

↑: H30末時点で次回点検までの修繕実施を考慮した場合に想定されるペース

- H26点検実施施設(4年経過): 80%
- H27点検実施施設(3年経過): 60%
- H28点検実施施設(2年経過): 40%
- H29点検実施施設(1年経過): 20%
- H30点検実施施設(0年経過): 0%

措置の状況(判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネル)

- 全国のトンネルにおいて、次回点検までに措置を講ずべきトンネル(判定区分Ⅲ・Ⅳ)のうち修繕に着手した割合は、国土交通省管理で64%、地方公共団体管理で24%。また修繕が完了した割合は、国土交通省管理で37%、地方公共団体管理で13%。(修繕未着手は、国土交通省管理で186施設、地方公共団体管理で2,429施設)
- 地方公共団体が管理するトンネルについて、H30末時点の点検結果を踏まえた措置の状況は、想定しているペース(判定区分Ⅲであれば次回点検の5年以内に修繕を実施)に比べて遅れている。

判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルにおける修繕着手・完了率

管理者	修繕が必要な 施設数 (A)	修繕着手済み 施設数 (B)		修繕未着手 施設数	点検年度	修繕着手率 (B/A)、完了率 (C/A)						
		うち完了 (C)	0%			20%	40%	60%	80%	100%		
国土交通省	521		335 (64%)	194 (37%)	186 (36%)	H26	73%85%					
		H27				51%82%						
		H28				24%69%						
		H29				6%30%						
		H30				4%25%						
高速道路会社	692	495 (72%)	350 (51%)	197 (28%)	H26	74%88%						
					H27	70%89%						
					H28	55%88%						
					H29	13%41%						
					H30	3%10%						
地方公共団体	3,203	774 (24%)	429 (13%)	2,429 (76%)	H26	29%35%						
					H27	31%45%						
					H28	17%39%						
					H29	6%15%						
					H30	3%9%						
	都道府県 政令市等	2,346	620 (26%)	341 (15%)	1,726 (74%)	H26	30%32%					
						H27	32%46%					
						H28	17%40%					
						H29	6%15%					
						H30	2%10%					
	市区町村	857	154 (18%)	88 (10%)	703 (82%)	H26	29%41%					
						H27	19%33%					
						H28	13%31%					
						H29	7%15%					
						H30	4%8%					
合計	4,416	1,604(36%)	973(22%)	2,812(64%)		修繕完了済修繕着手済						

※平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(H30年度末時点)

↑ : H30末時点で次回点検までの修繕実施を考慮した場合に想定されるペース

H26点検実施施設(4年経過): 80%、H27点検実施施設(3年経過): 60%、H28点検実施施設(2年経過): 40%、H29点検実施施設(1年経過): 20%、H30点検実施施設(0年経過): 0%

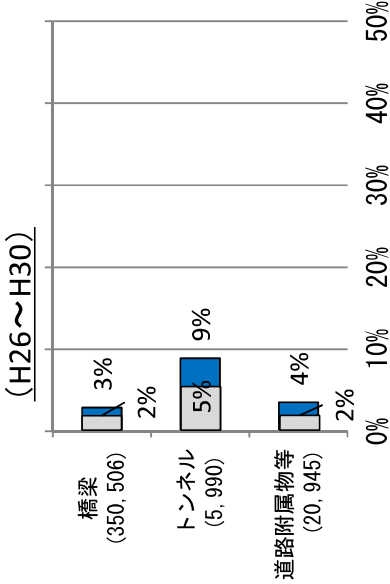
措置の状況(判定区分Ⅱ)

○ ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の修繕よりも予防保全型の修繕に着手した割合は低い状況。

判定区分Ⅱの橋梁における修繕着手・完了率

管理者	修繕必要 施設数(A)	修繕着手済み 施設数(B)		修繕未着手 施設数	修繕着手率(B/A)、完了率(C/A)						
			うち完了(C)		0%	20%	40%	60%	80%	100%	
国土交通省	11,483	2,974 (26%)	918 (8%)	8,509 (74%)	8% 26%						
高速道路 会社	18,979	402 (2%)	255 (1%)	18,577 (98%)	1% 2%						
地方 公共団体	320,044	6,812 (2%)	4,955 (2%)	313,232 (98%)	2% 2%						
都道府県 政令市等	92,862	1,489 (2%)	1,041 (1%)	91,373 (98%)	1% 2%						
	市区町村	227,182	5,323 (2%)	3,914 (2%)	221,859 (98%)	2% 2%					
合計	350,506	10,188 (3%)	6,128 (2%)	340,318 (97%)	修繕完了済					修繕着手済	

予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)



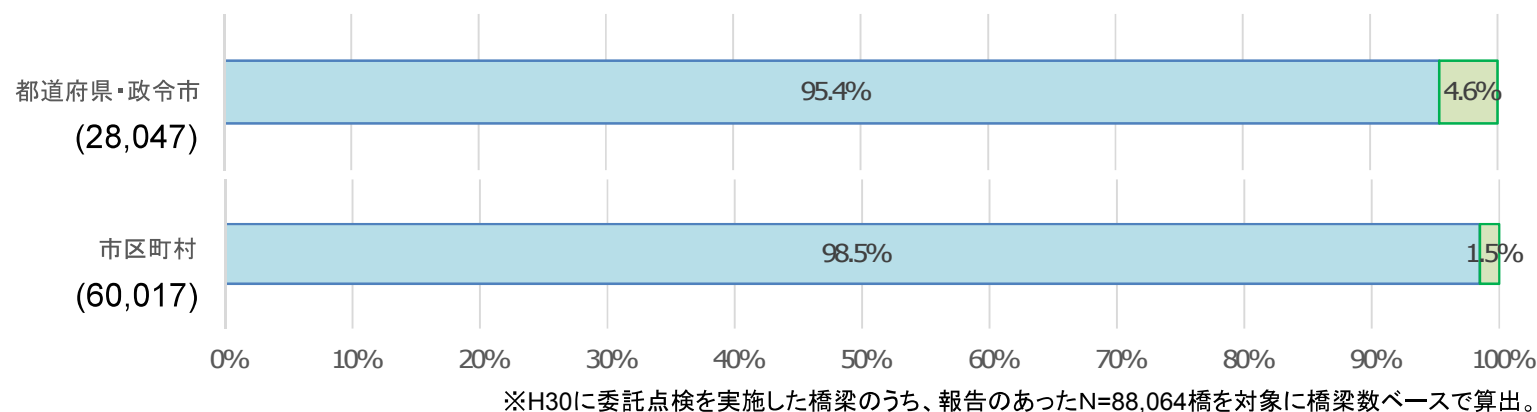
※平成26～30年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅱと診断された施設で、修繕(設計含む)に着手(又は工事が完成)した割合(H30年度末時点)

点検・修繕の財源の状況

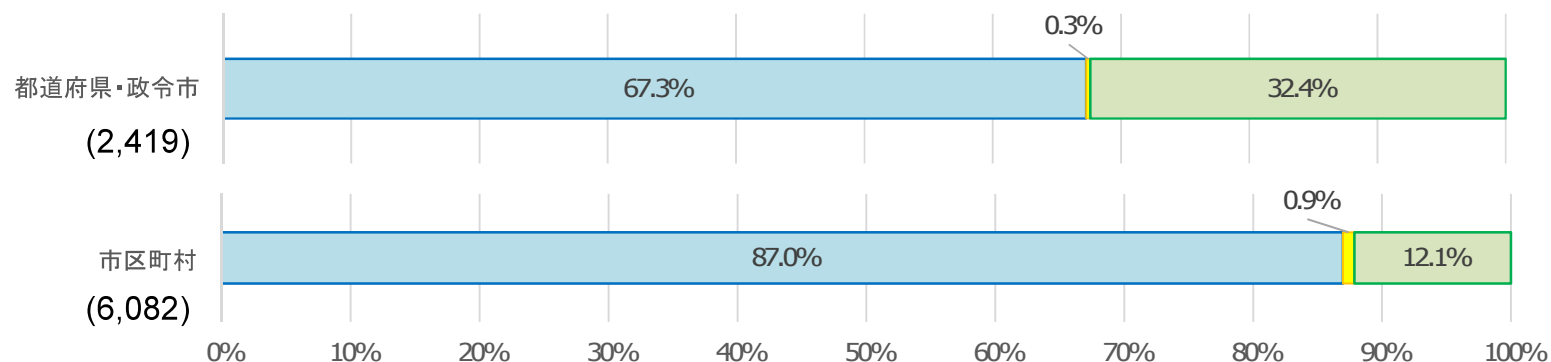
○地方公共団体が実施する橋梁の定期点検費用について、都道府県政令市では95%、市区町村では99%の橋梁が社会資本整備総合交付金を活用して点検を実施。

○地方公共団体が実施する橋梁の修繕について、都道府県・政令市では68%、市区町村では88%の橋梁が、交付金または補助事業を活用し、地方単独費のみを充当したものは12%～32%。

地方公共団体がH30に実施した橋梁の定期点検における充当予算の状況



地方公共団体がH30に実施した橋梁の修繕における充当予算の状況

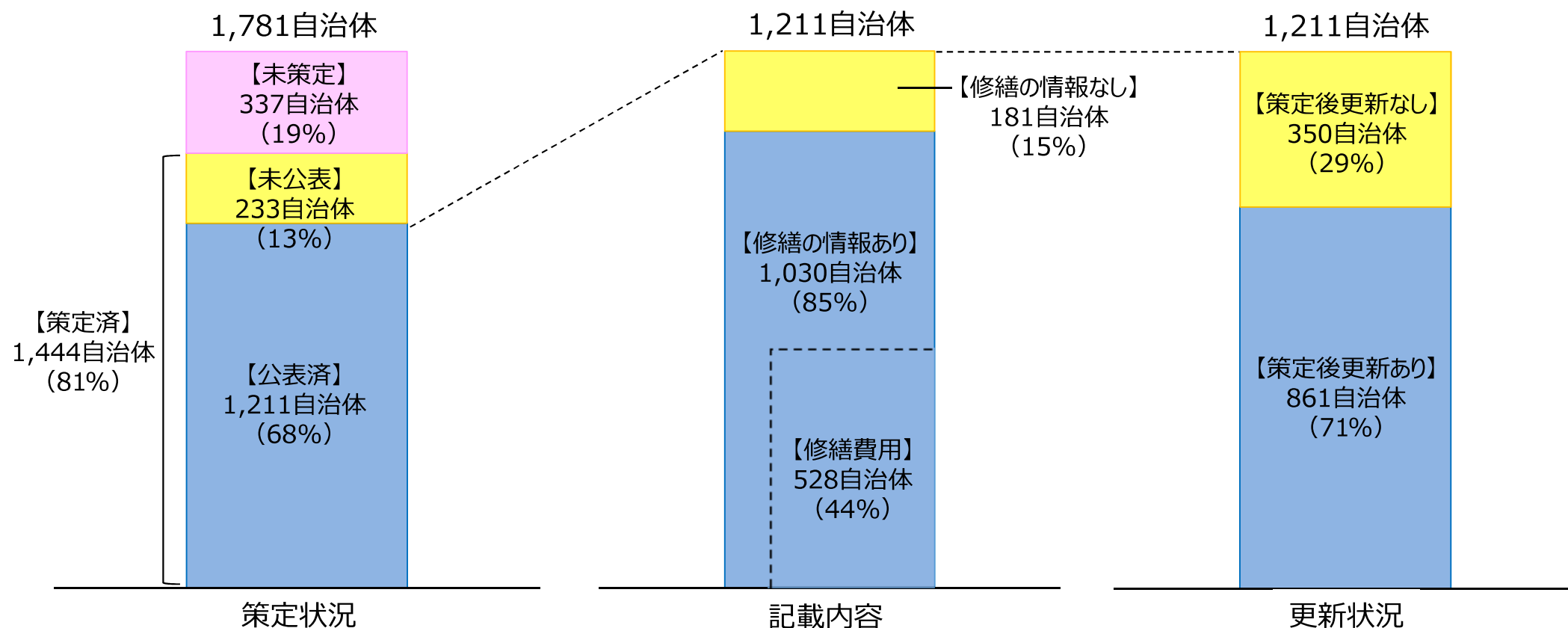


※H30に修繕を実施した橋梁のうち、報告のあったN=8,501橋を対象に橋梁数ベースで算出。

措置に係る実施計画(長寿命化修繕計画)の策定状況

- 橋梁の長寿命化修繕計画(個別施設計画)を策定した地方公共団体は81%あり、公表までしている地方公共団体は68%。
- 公表している計画のうち、修繕の時期や内容を橋梁毎に示した計画となっている地方公共団体は85%あり、修繕費用を示した計画となっている地方公共団体は44%。
- また、公表している計画のうち、点検結果を反映するなど計画の更新を行ったことのある地方公共団体は71%。

【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】

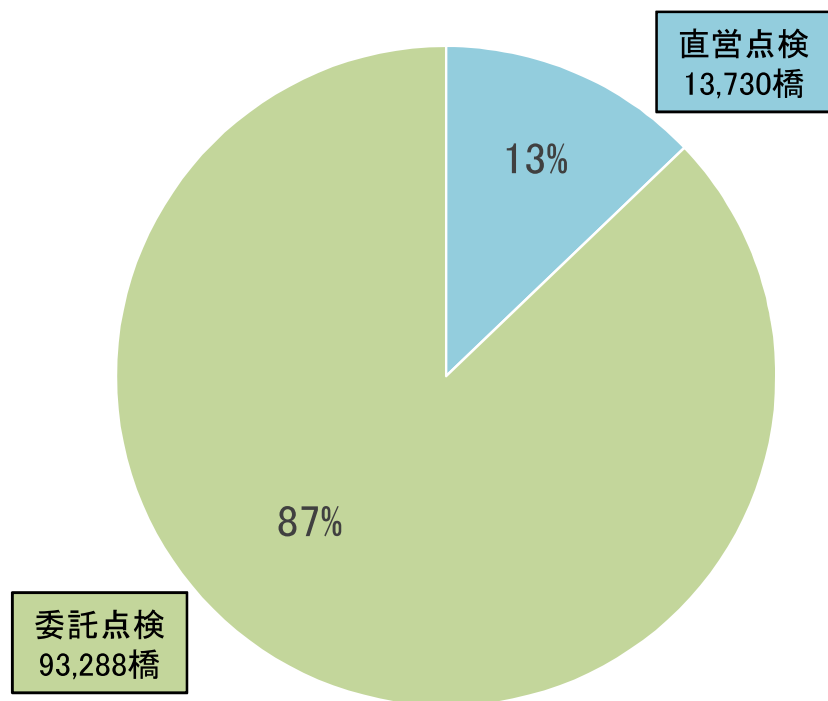


※平成31年3月31日時点 (国土交通省道路局調べ)

点検実施者の保有資格等

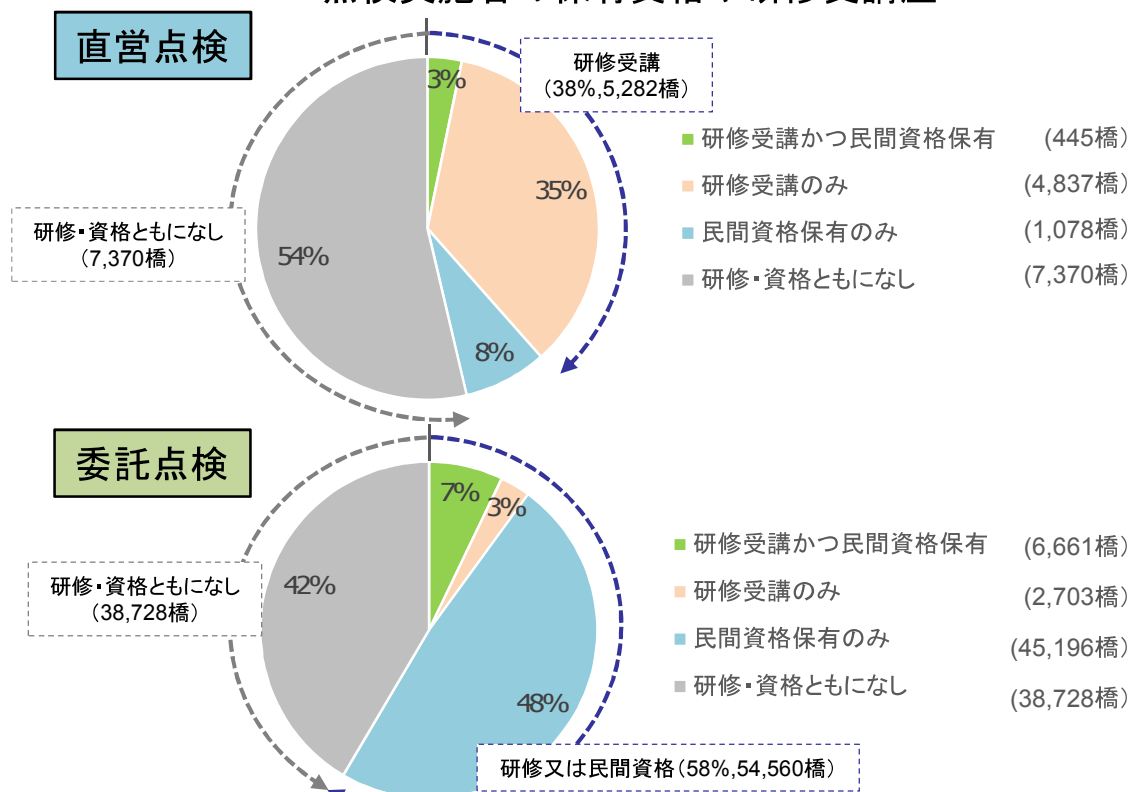
- 平成30年度に実施した橋梁点検のうち、地方公共団体管理の橋梁では、13%の施設が直営点検、87%の施設が委託点検により点検を実施。
- 直営点検により点検された橋梁の点検実施者のうち38%が国土交通省が実施する研修※¹を受講している。一方、半数を超える54%が、研修未受講かつ民間資格※²未保有。
- 委託点検により点検された橋梁の点検実施者のうち、国土交通省が実施する研修の受講歴又は民間資格を有するのは58%に対し、42%が研修未受講かつ民間資格未保有。

H30点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



※H30に点検を実施した橋梁のうち、報告があった107,018橋を対象に橋梁数ベースで算出。(右図も同様)

点検実施者の保有資格や研修受講歴

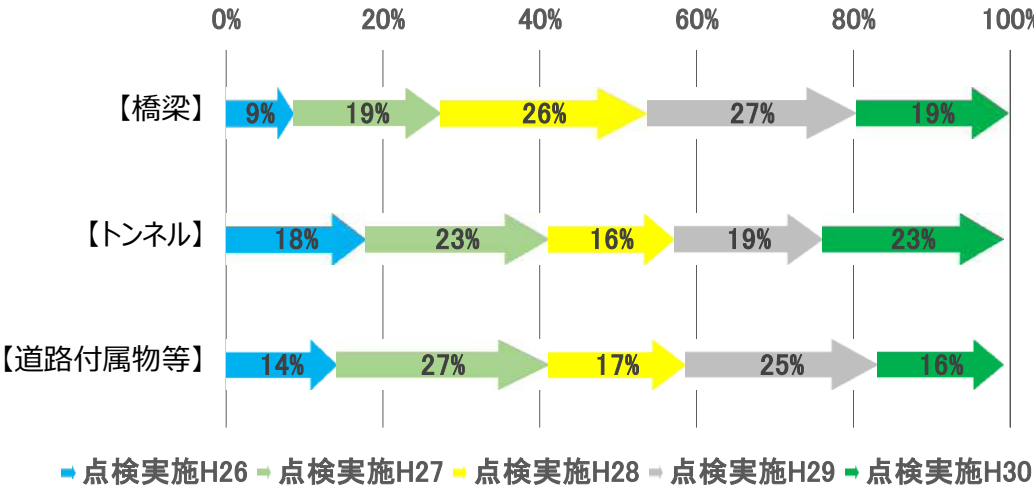


※1 研修: 国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習
※2 民間資格: 国土交通省登録技術資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定に基づく国土交通省登録資格)

中国地整管内の点検実施状況（全体）【速報値】

- 平成26年度～平成30年度までの1巡目の点検実施状況は、新設や架け替え工事中、被災により点検ができなかったものを除き、点検を完了。
- 令和元年度からも、点検の平準化や点検支援技術の活用など効率化を図り、2巡目の点検を計画的に実施する予定。

【平成26年度～平成30年度までの点検実施状況】



道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ③	H26～H30 点検実施率 ④=③/①
橋梁	94,966	94,764	100%
トンネル	1,418	1,406	99%
道路附属物等	2,758	2,735	99%

※管理施設数①は、H 3 1 . 3 末現在
※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

【道路管理者別 点検状況】

【橋梁】			
道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ③	H26～H30 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	4,874	4,850	100%
高速道路会社	2,247	2,246	100%
地方公共団体	87,845	87,668	100%
合計	94,966	94,764	100%
【トンネル】			
道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ③	H26～H30 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	265	265	100%
高速道路会社	308	308	100%
地方公共団体	845	833	99%
合計	1,418	1,406	99%
【道路附属物】			
道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検実施数 ③	H26～H30 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	874	872	100%
高速道路会社	610	604	99%
地方公共団体	1,274	1,259	99%
合計	2,758	2,735	99%

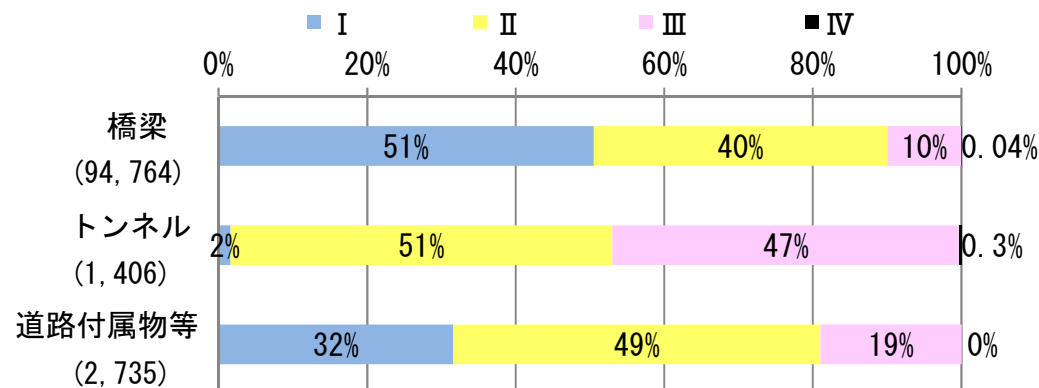
※管理施設数①は、H 3 1 . 3 末現在
※点検実施数③及び点検実施率④は速報値

中国地整管内の点検結果、修繕実施状況（全体）【速報値】

- 1巡目(平成26年度～平成30年度)の点検結果は、Ⅲ判定(早期措置段階)以上が、橋梁が1割、トンネルが5割、道路附属物等が2割
- 修繕の着手状況は、橋梁が国土交通省：50%、高速道路会社：14%、県・政令市等、市町村：13～14%
トンネルが国土交通省：73%、高速道路会社：62%、県・政令市等、市町村：31～15%
道路附属物等が国土交通省：37%、高速道路会社：69%、県・政令市等、市町村：17～15%に着手している。

【点検診断結果（平成26～30年度）】

【道路管理者別 修繕着手状況（平成26～30年度点検施設）】



道路附属物等

1) 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕着手状況

	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)	
国土交通省	H26	0	0	0%	H26～H30 37%
	H27	8	8	100%	
	H28	14	11	79%	
	H29	32	9	28%	
	H30	22	0	0%	
高速道路会社	H26	13	11	85%	H26～H30 69%
	H27	23	23	100%	
	H28	1	1	100%	
	H29	5	0	0%	
	H30	9	0	0%	
都道府県・政令市等	H26	38	22	58%	H26～H30 17%
	H27	81	13	16%	
	H28	60	18	30%	
	H29	122	2	2%	
	H30	21	0	0%	
市町村	H26	21	1	5%	H26～H30 15%
	H27	14	5	36%	
	H28	12	3	25%	
	H29	13	2	15%	
	H30	13	0	0%	

※平成26～30年度に判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、平成30年度までに修繕（設計を含む）に着手した割合（H31.3末時点）

橋梁

1) 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕着手状況

	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)	
国土交通省	H26	66	66	100%	H26～H30 50%
	H27	33	30	91%	
	H28	27	21	78%	
	H29	44	11	25%	
	H30	92	3	3%	
高速道路会社	H26	4	3	75%	H26～H30 14%
	H27	71	21	30%	
	H28	8	3	38%	
	H29	161	35	22%	
	H30	184	0	0%	
都道府県・政令市等	H26	601	88	15%	H26～H30 13%
	H27	453	116	26%	
	H28	931	128	14%	
	H29	720	83	12%	
	H30	461	0	0%	
市町村	H26	894	177	20%	H26～H30 14%
	H27	1,320	290	22%	
	H28	1,383	212	15%	
	H29	1,161	82	7%	
	H30	841	0	0%	

トンネル

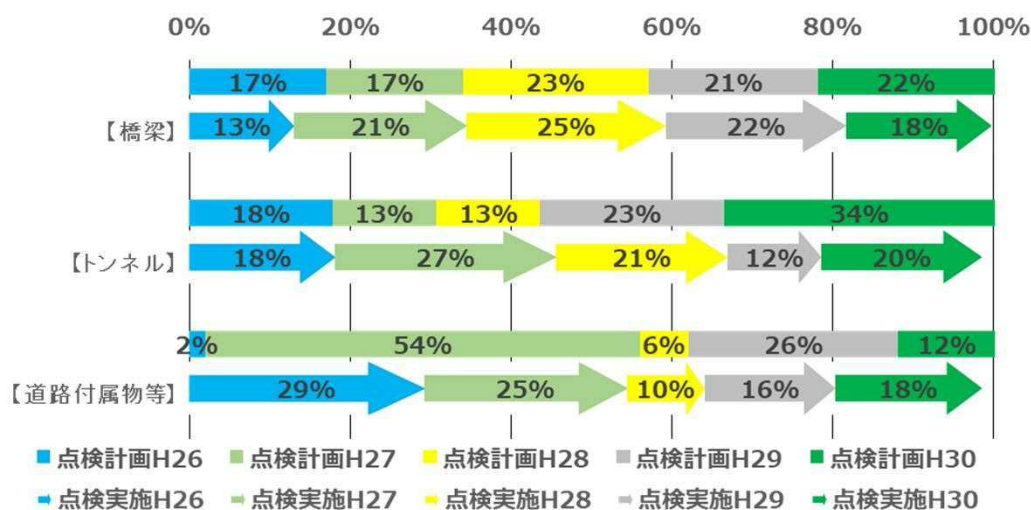
1) 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕着手状況

	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)	
国土交通省	H26	24	24	100%	H26～H30 73%
	H27	22	22	100%	
	H28	11	11	100%	
	H29	13	2	15%	
	H30	11	0	0%	
高速道路会社	H26	49	18	37%	H26～H30 62%
	H27	100	87	87%	
	H28	31	24	77%	
	H29	15	0	0%	
	H30	12	0	0%	
都道府県・政令市等	H26	21	11	52%	H26～H30 31%
	H27	78	35	45%	
	H28	61	27	44%	
	H29	49	13	27%	
	H30	69	0	0%	
市町村	H26	14	8	57%	H26～H30 15%
	H27	2	1	50%	
	H28	12	3	25%	
	H29	16	2	13%	
	H30	52	0	0%	

広島県内の点検実施状況(全体)

- 平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定
- 平成30年度までの点検実施率は、橋梁99%、トンネル98%、道路附属物等98%
- 点検未実施の理由としては、平成30年7月豪雨の影響等。

【5年間の点検計画と平成30年度末までの点検実施状況】



道路施設	管理施設数 ①	H26～H30 点検計画数 ②	H26～H30 点検実施数 ③	H26～H30 点検実施率 ④=③/①
橋梁	23,557	23,557	23,511	99%
トンネル	430	430	424	98%
道路附属物等	833	833	821	98%

※管理施設数①は、H31.3月末現在
※点検計画数②は、H26時点の計画数

【道路管理者別 点検状況】

【橋梁】

管理者	管理施設数 ①	H26～H30 点検計画数 ②	H26～H30 点検実施数 ③	H26～H30 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	992	992	990	100%
高速道路会社	756	756	756	100%
地方公共団体	21,809	21,809	21,765	99%
合計	23,557	23,557	23,511	99%

【トンネル】

管理者	管理施設数 ①	H26～H30 点検計画数 ②	H26～H30 点検実施数 ③	H26～H30 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	92	92	92	100%
高速道路会社	99	99	99	100%
地方公共団体	239	239	233	97%
合計	430	430	424	98%

【道路附属物】

管理者	管理施設数 ①	H26～H30 点検計画数 ②	H26～H30 点検実施数 ③	H26～H30 点検実施率 ④=③/①
国土交通省	248	248	248	100%
高速道路会社	214	214	214	100%
地方公共団体	371	371	359	97%
合計	833	833	821	98%

※管理施設数①は、H31.3月末現在
※点検計画数②は、H26時点の計画数

広島県のH30点検結果(橋梁)

- 広島県の橋梁の平成30年度点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は351橋（8%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1,668橋（39%）
- 平成26～30年度までの累計で見ると、判定区分Ⅲは2,422橋（10%）、判定区分Ⅱが10,574橋（45%）となり、点検した橋梁の半数以上が措置が必要もしくは措置することが望ましい状態となっている。
- 管理者別に見ると、判定区分Ⅱ以上の割合が最も高いのは、高速道路会社（96%）、次いで広島県（58%）、市区町村（54%）、国土交通省（34%）となっている。

<平成30年度管理者別点検結果（橋梁）>

管理者	管理 施設数 (H31.4.1 現在)	平成30年度					累計（平成26～30年度）				
		点検 実施数	判定区分内訳				点検 実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV		I	II	III	IV
国土交通省	992	198	127	42	29	0	990	651	271	68	0
高速道路会社	756	179	3	99	77	0	756	30	566	160	0
広島県	4,148	695	416	239	40	0	4,148	1,740	1,957	451	0
市町	17,661	3,197	1,704	1,288	205	0	17,617	8,094	7,780	1,743	0
合計	23,557	4,269	2,250	1,668	351	0	23,511	10,515	10,574	2,422	0

※ 点検実施数はH31.3月末時点

広島県のH30点検結果(トンネル)

- 広島県のトンネルの平成30年度点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は35箇所（41%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は49箇所（57%）
- 平成26～30年度までの累計でみると、判定区分Ⅲが218箇所（51%）となり、点検したトンネルの半数以上において、早期に措置を講ずべき状態となっている。

<平成30年度管理者別点検結果（トンネル）>

管理者	管理 施設数 (H31.4.1 現在)	平成30年度					累計（平成26～30年度）				
		点検 実施数	判定区分内訳				点検 実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ		I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	92	8	0	8	0	0	92	0	58	34	0
高速道路会社	99	2	0	0	2	0	99	0	27	72	0
広島県	154	26	0	17	9	0	153	3	78	72	0
市町	85	50	1	24	24	1	80	3	36	40	1
合計	430	86	1	49	35	1	424	6	199	218	1

※ 点検実施数はH31.3月末時点

広島県のH30点検結果(道路付属物等)

- 広島県の道路付属物の平成30年度点検結果は、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は23箇所（15%）、さらに、判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は67箇所（44%）
- 平成26～30年度までの累計でみると、判定区分Ⅲは127橋（15%）、判定区分Ⅱは422橋（51%）となり、点検した道路付属物の半数以上が措置を講ずることが望ましい状態となっている。

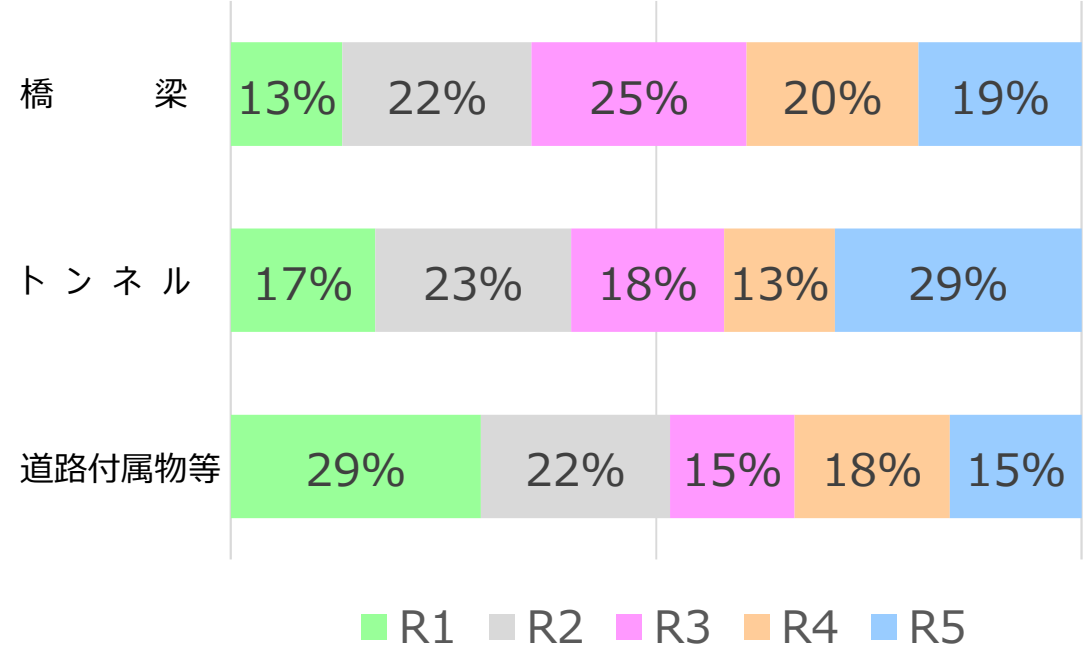
<平成30年度管理者別点検結果（道路付属物）>

管理者	管理 施設数 (H31.4.1 現在)	平成30年度					累計（平成26～30年度）				
		点検 実施数	判定区分内訳				点検 実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ		I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	248	80	48	24	8	0	248	137	92	19	0
高速道路会社	214	38	6	26	6	0	214	52	136	26	0
広島県	127	3	0	1	2	0	127	27	57	43	0
市町	244	31	8	16	7	0	232	56	137	39	0
合計	833	152	62	67	23	0	821	272	422	127	0

※ 点検実施数はH31.3月末時点

令和元年度からの2巡目点検計画(広島県内)

【R 1 ～R 5 年度の点検計画】



※四捨五入の関係で表示の合計が合わない場合がある。

橋梁	施設数	点検計画				
		R1	R2	R3	R4	R5
国土交通省	992	15% 153	22% 215	19% 184	25% 252	19% 186
高速道路会社	756	23% 174	29% 219	13% 97	18% 134	17% 128
地方公共団体	21,809	13% 2,797	22% 4,797	25% 5,519	20% 4,306	19% 4,238
合計	23,557	13% 3,124	22% 5,231	25% 5,800	20% 4,692	19% 4,552

トンネル	施設数	点検計画				
		R1	R2	R3	R4	R5
国土交通省	92	32% 29	17% 16	13% 12	14% 13	24% 22
高速道路会社	99	28% 28	36% 35	6% 6	12% 12	18% 18
地方公共団体	239	6% 15	20% 48	24% 58	14% 33	36% 85
合計	430	17% 72	23% 99	18% 76	13% 58	29% 125

道路附属物等	施設数	点検計画				
		R1	R2	R3	R4	R5
国土交通省	248	6% 14	19% 46	18% 44	36% 89	22% 55
高速道路会社	214	28% 59	25% 54	21% 44	13% 27	14% 30
地方公共団体	371	46% 172	23% 85	9% 34	10% 36	12% 44
合計	833	29% 245	22% 185	15% 122	18% 152	15% 129

直轄診断：呉市仁方隧道へ『道路メンテナンス技術集団』を派遣

- 平成31年3月7日に呉市が管理している道路施設の仁方隧道に「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、直轄診断を実施しました。
- 直轄診断は老朽化対策としての地方自治体支援のメニューの一つで、昨年度までに全国10箇所で実施され中国地整管内での実施は初めてで、トンネル施設の診断は全国初となります。

直轄診断（3/7 現地調査）



▲ 技術集団派遣通知書を手交
(福田道路部長 ⇒ 新原呉市長)



▲ 現地にて損傷状況を確認
(新原呉市長)



▲ 道路メンテナンス技術集団による調査・診断
(整備局、国総研、土研)



▲ 内装板背面の覆工の状態を確認
(道路メンテナンス技術集団)

直轄診断（3/19 結果報告）



▲ 診断結果報告書を手交
(技術集団 ⇒ 濱里副市長)



▲ 診断結果を説明
(技術集団 ⇒ 濱里副市長)

定期点検要領の見直しに伴う実務講習会(溝橋点検講習会)

7月30日、広島県内の橋梁保全に従事している職員（自治体職員26名、整備局職員1名）を対象に、予算と職員が限られている中でいかに効率的に点検を進めていくかを考えるきっかけとして、溝橋点検講習会を開催しました。

本講習会は受講生の半数以上が橋梁点検経験年数「1年以下」ということで「ゼロver」で行いました。

【ゼロverとは？】知識の無い方でもゼロからしっかり学んでいけるよう「分かりやすく伝える」取り組みで

す。

座学



点検要領改定のポイント、新技術等を用いた定期点検の合理化などについて説明を行いました。



「橋梁の基礎知識」



現地講習

現地講習では、2班に分かれて、三次市が管理する特定溝橋「本郷木呂田3号橋」の点検を近接目視により行いました。現地では受講生に損傷図を作成してもらいました。



中国地方整備局による研修の実施

●令和元年度 道路構造物管理実務者研修

〈4～5日間、中国技術事務所〉

- 対象：自治体職員及び直轄職員
- 目的：自治体職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得するための研修

○開催日

- ・橋梁Ⅰ(Ⅰ期)：R1.7.8～7.12 14名(うち自治体13名)
- ・橋梁Ⅰ(Ⅱ期)：R1.9.2～9.6 13名(うち自治体8名)
- ・橋梁Ⅰ(Ⅲ期)：R1.11.25～11.29 6名(うち自治体4名)
- ・橋梁Ⅱ：R1.12.9～12.13 13名(うち自治体8名)
- ・トンネル：R1.9.24～9.27 8名(うち自治体2名)

※R1.5.21現在



橋梁管理実務者Ⅰ研修

●平成30年度までの実績

- 延べ受講者数：302名(うち自治体234名(77%))

○研修別延べ受講者数

- ・橋梁Ⅰ：233名(うち自治体204名(88%))
- ・橋梁Ⅱ：29名(うち自治体19名(66%))
- ・トンネル：40名(うち自治体11名(28%))

○県別延べ受講者数と県別受講率(受講済市町村数/市町村数)

- ・鳥取県：29名(37%)
- ・島根県：48名(42%)
- ・岡山県：90名(59%)
- ・広島県：42名(52%)
- ・山口県：25名(21%)



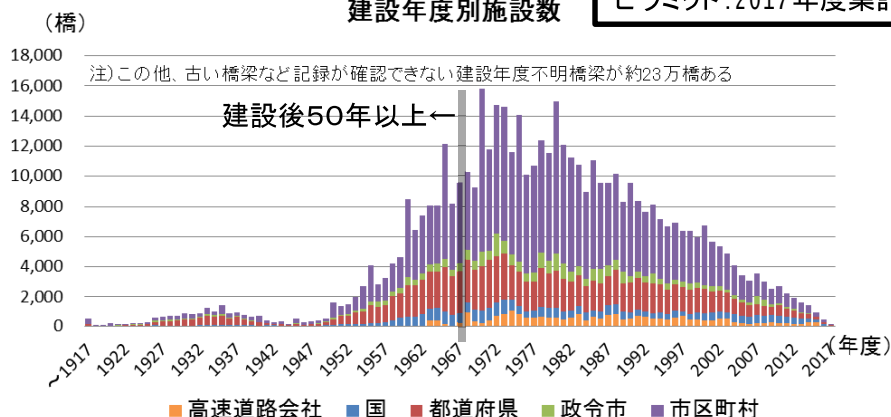
トンネル管理実務者研修

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」

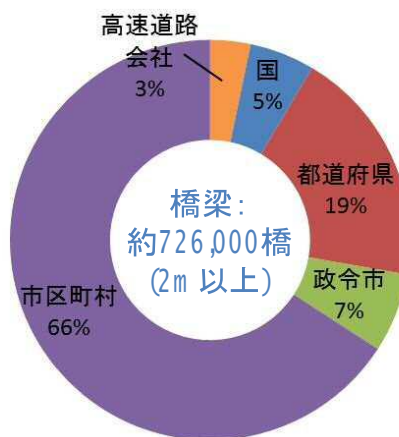
現在のインフラの状況（老朽化が進むインフラ）

出典：国土交通省調べ

施設数及びストック
ピラミッド：2017年度集計



道路管理者別ごとの施設数



高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、
建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、
ここでは便宜的に建設後50年で整理。

	2018年3月	2023年3月	2033年3月
道路橋[約40万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋約70万のうち)うち]	約25%	約39%	約63%
トンネル[約1万本 ^{注2)}]	約20%	約27%	約42%
河川管理施設(水門等)[約1万施設 ^{注3)}]	約30%	約43%	約64%
下水道管きよ[総延長:約45万km ^{注4)}]	約4% (2016年3月時点)	約8%	約21%
港湾岸壁[約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)深]	約10% (2016年3月時点)	約32%	約58%

注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。

注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。

注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)

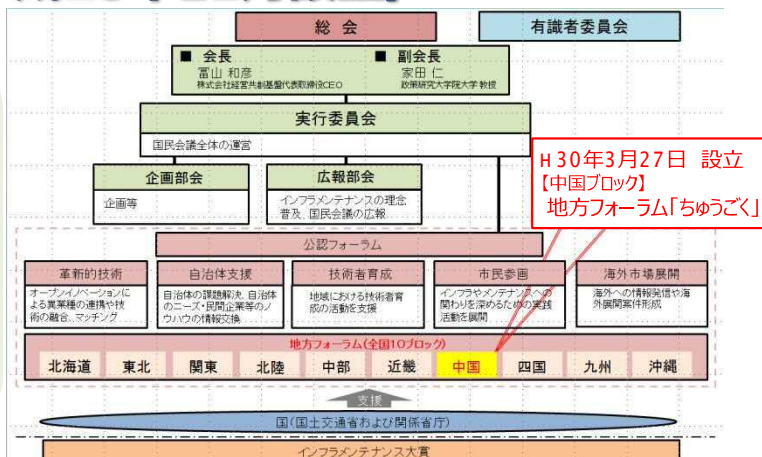
注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)

注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

インフラメンテナンス国民会議（平成28年11月設立）

目的

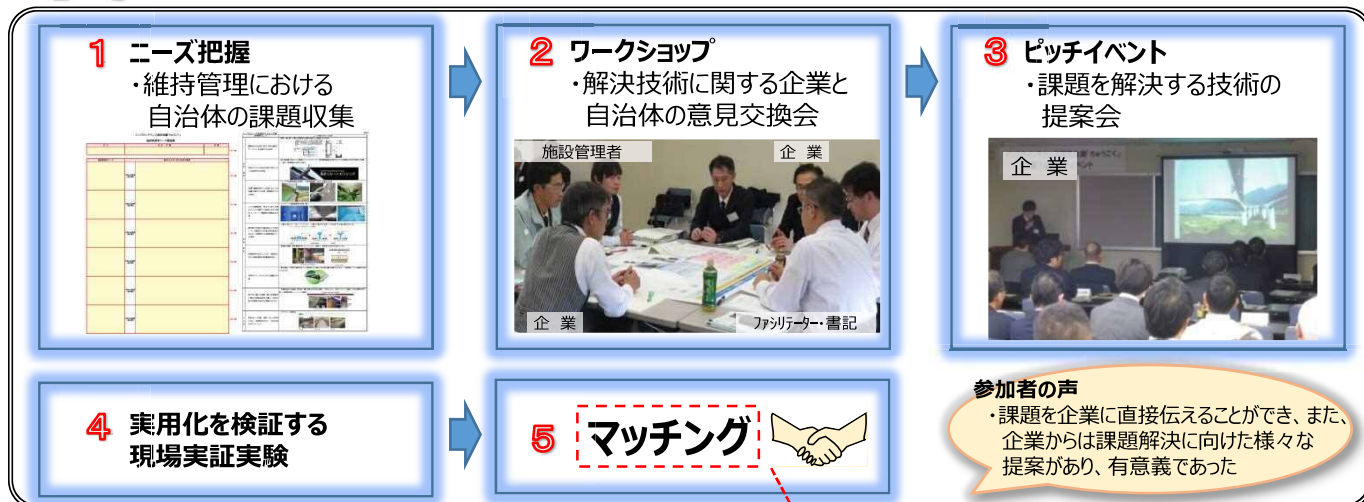
1. 革新的技術の発掘と社会実装
2. 企業等の連携の促進
3. 地方自治体への支援
4. インフラメンテナンスの理念の普及
5. インフラメンテナンスへの市民参画の推進



インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」の活動内容

○インフラメンテナンスのベストプラクティス（好事例）の水平展開

・施設管理者（自治体等）が抱える維持管理の課題解決に向けた民間企業等のノウハウの情報交換を行うために
1～5の取り組みを進める



○民間企業と連携した中国地方発の技術開発

・①の取り組みの成果として、異業種の連携や技術の融合（中国地方の企業間でのマッチングによる技術開発）

※マッチング案件に関する証明、認証、技術の裏付けを国が行うものではない

★国民会議の活動による企業連携・技術マッチングの成果例★

<官民マッチング（現場試行等）>



インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」へ参画した場合のメリット

○インフラメンテナンスのベストプラクティス（好事例）の水平展開

○民間企業と連携した中国地方発の技術開発



民間活用取組事例の紹介



課題解決に繋がるアイデア紹介



技術の紹介やマッチング



マッチング成立した技術の実証試験

◆施設管理者のメリット

- ✓ ベストプラクティスの情報共有（課題と解決策の共有）
- ✓ メンテナンスの効率化・高度化

◆民間企業のメリット

- ✓ 施設管理者のニーズの把握
- ✓ 保有技術の活用・応用、新技術の開発

◆施設管理者のメリット

- ✓ 施設管理者のニーズを踏まえた技術開発
- ✓ 地元のメンテナンス産業の育成、拡大

◆民間企業のメリット

- ✓ 技術開発のための実証を行うフィールドを使用
- ✓ 地方公共団体等の実績の確保
- ✓ 異業種企業との連携による開発コストの分散・縮減

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」への入会案内

入会手続きは、国民会議「ちゅうごく」HP (<http://www.cgr.mlit.go.jp/in/index.htm>) からお願いします。

●手続き1.インフラメンテナンス国民会議への入会

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

送付先: hqt-maintenance-sogo@ml.mlit.go.jp

●手続き2.国民会議「ちゅうごく」（公認地方フォーラム）への入会

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

送付先: jcin-chugoku@fukken.co.jp

入会金・
年会費等
は無料！

インフラメンテナンス国民会議「ちゅうごく」

[ホーム](#)[国民会議とは](#)[入会案内](#)[お問い合わせ](#)[過去のイベント等](#)

入会方法 （年会費は、無料です！！！！）

- インフラメンテナンス国民会議『ちゅうごく』に入会していただくには、
1.インフラメンテナンス国民会議と 2.「ちゅうごく」（公認地方フォーラム）に様式をメールして下さい。
○または、様式に記載して提出いただければ、事務局でメールしておきます。

●入会を希望される方は、次の2つの申込み手続きをお願いいたします。

1. インフラメンテナンス国民会議【[入会申込書](#)】

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

入会申込み書の送付先：hqt-maintenance-sogo@ml.mlit.go.jp

[問合せ](#)

① 第K-1号様式をメール

2. 「ちゅうごく」（公認地方フォーラム）【[「ちゅうごく」入会申込書](#)】

入会申込書をダウンロードし必要事項を記入の上、次の送付先までメールにて送付してください。

「ちゅうごく」入会申込書の送付先：jcim-chugoku@fukken.co.jp

② 第F-2号様式をメール

(第K-1号様式)

「インフラメンテナンス国民会議」入会申込書

インフラメンテナンス国民会議事務局 御中

インフラメンテナンス国民会議への入会を申し込みます。

申込者

会員種別				
企業・団体等 名称				
企業・団体等 所在地		〒	-	
		住所		
代表者 (窓口(正))	氏名	(よみがな)		
	所属			
	役職			
	連絡先	TEL		
		メール		
代表者 (窓口(副))	氏名	(よみがな)		
	所属			
	役職			
	連絡先	TEL		
		メール		

※企業・団体内の方に対するメルマガ等の配信については、正又は副窓口代表者より転送願います。

※正・副代表者が異動等により変更となる場合は、事務局に連絡下さい。

※メールアドレス等を手書きで記入するときは、アルファベットの太文字と小文字が判るように記入をお願いします。

例 数字の1(イチ)とアルファベット小文字 l(エル)

数字の0(ゼロ)とアルファベット大文字 O(オー)

※入会申込書の提出によりご登録いただいた個人情報の全部又は一部を国土交通省と国民会議の運営支援のために業務委託契約を締結した委託先企業に対し、会員情報整理のために提供することがあります。

(第F-2号様式)

(インフラメンテナンス国民会議 公認フォーラム)

参加申込書兼同意書

フォーラムリーダー殿

公認フォーラム企画委員 御中

インフラメンテナンス国民会議事務局 御中

私は、公認フォーラム運営規程及び公認フォーラム参加同意書について了承、同意し、以下の公認フォーラムへの参加を申し込みます。

		申込日		年	月	日
参加公認フォーラム		地方フォーラム「ちゅうごく」				
フリガナ		性別				
お名前						
		生年月日	西暦年	月	日	
連絡先(TEL)						
連絡先(E-mail)						
所 属・会社名						
部 署						
役 職						
業 種	(大分類) ○○○○ (中分類) ○○○○					
職 種	(大分類) ○○○○ (中分類) ○○○○					

※業種については、「日本標準産業分類」における大分類と中分類を記載してください。

(総務省HP)http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

※職種については、「職業分類表」における大分類と中分類を記載してください。

(厚労省HP)<http://www.jil.go.jp/institute/seika/shokugyo/bunrui/index.html>